資料２（参考資料）

- 「船員保険制度の在り方に関する検討会報告書（平成 17 年 12 月 14 日とりまとめ）」（抜粋）
- 船員保険福祉施設の設置目的
- 船員保険の福祉施設の経緯等
- 船員保険福祉施設の種類
- 船員保険福祉施設の利用状況（宿泊施設）
- 船員保険福祉施設の利用状況（宿泊施設の日帰り利用）
- 船員保険福祉施設の利用状況（医療施設）
- 船員保険福祉施設の収支状況（類型別）
- 船員保険福祉施設の収支状況（施設別）
- 施設整備関係及び保養所経営委託費予算（過去１０年）
- 船員保険福祉施設の推移
- 船員保険国内保養所及び福祉センター合理化の状況
- 船員保険福祉施設の見直しについて（平成 13 年 12 月 11 日船員保険福祉施設問題懇談会）
- 船員保険国内保養所及び福祉センター合理化計画について（平成 14 年 12 月 10 日船員保険福祉施設問題懇談会）
- 特別会計改革における議論及び国が保有する公的宿泊施設ぼ在り方に関する議論等
- 「船員保険福祉施設問題懇談会（平成 16 年 12 月 17 日開催）」における主な意見等について
- 「船員保険福祉施設問題懇談会（平成 17 年 8 月 9 日開催）」における主な意見等（抜粋）
- 「船員保険制度の在り方に関する検討会」における福祉施設関係の主な発言（抜粋）
- 船員保険福祉施設一覧

「船員保険制度の在り方に関する検討会報告書（平成17年12月14日とりまとめ）」（抜粋）

３．今後の船員保険制度の在り方について

（２）一般制度への統合に当たっての留意事項

ウ．福祉事業の取扱い

○　また、船員保険制度の福祉施設（船員保険病院・診療所、船員保険保養所等）については、特別会計改革における議論や、国が保有する公的施設の在り方に関する議論において、廃止・民営化などの整理合理化措置を進めるとともに、個々の施設ごとにみて真に必要と認められる施設の設置運営の在り方については、国以外の主体による管理・運営の方法も視野に入れて検討すべきである。

船員保険の福祉施設の設置目的

国（社会保険庁）は、法律の規定に基づき、保険者として、船員保険の被保険者、被保険者であった者及び被扶養者等の健康の保持増進及び福祉を増進するため、船員保険病院及び船員保険保養所等の福祉施設を設置し運営している。

この福祉施設は、給付に必要な財源とは別に船舶所有者が全額負担する保険料を財源として設置している。

なお、当該事業の実施に当たっては、これまで船舶所有者の代表者、被保険者の代表者及び保険者の三者で構成する「船員保険福祉施設問題懇談会」にて協議の上実施している。

（設置根拠）

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抜粋）

第九節　福祉事業

第五十七条ノ二　政府ハ健康教育、健康相談、健康診査其ノ他ノ被保険者、被保険者タリシ者及被扶養者（以下本条ニ於テ被保険者等ト称ス）ノ健康ノ保持増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトニ努ベシ

②政府ハ被保険者等ノ療養ノ為必要ナル費用ニ係ル資金又ハ用具ノ貸付其ノ他ノ被保険者等ノ療養又ハ療養環境ノ向上ノ為必要ナル事業ヲ為スコトヲ得

③政府ハ前二項ニ掲グル事業ノ外被保険者等ノ分娩ノ為必要ナル費用ニ係ル資金ノ貸付其ノ他ノ被保険者等及保険給付ヲ受クル者ノ福祉ヲ増進スル為必要ナル事業（次条ノ規定ニ依ル給付ヲ含ム）ヲ為スコトヲ得

船員保険の福祉施設の経緯等

○　設置の経緯

船員保険の福祉施設

・　昭和１７年に船員の福祉施設として、（財）船員保険会が初めて保養所を設置。その後、昭和１８年３月の船員保険法の改正により福祉施設の規定が盛り込まれたことや昭和２０年２月の船員保険法の改正による福祉施設費としての保険料率が設定されたことにより、保養所を国有民営方式に移行。

・　昭和２２年に、不足していた医療施設の提供と船員疾病の特殊性を研究し、船員生活に即応した効果的な診療方針を樹立することを目的に、船員保険病院を設置。現在は、東京、横浜、大阪にそれぞれ１カ所を設置。また、東京、室蘭に診療所をそれぞれ１カ所設置。

・　昭和４０年代に入ると、社会一般的に健康管理を重視する風潮と相まって益々健康管理事業に対する関心が高まり、船員についても労働環境の特殊性を考慮し、船員の健康管理の施策として昭和４９年から健康管理センターを設置。現在は、横浜、大阪、福岡にそれぞれ１カ所を設置。

・　なお、上記の福祉施設は、船員の海上における勤務の特殊性や被保険者の要望を踏まえ、船舶所有者（政府管掌健康保険でいう事業主）が全額負担する保険料を財源として設置してきているため、その在り方については、労使の代表者及び保険者の三者による議論を踏まえて方針を決定している。

船員保険福祉施設の種類

（平成１８年４月１日現在）

（船員保険）

区　　分	設置数	事　業　内　容	機　能　等
病院	３カ所	船員保険被保険者等への医療の提供、海上医学の研究及び海上で傷病にかかった船員に対する医療助言等を実施している。 （平成１７年度　延べ利用者数　８５４千人）	300床～　（１病院） 200床～300床（２病院）
診療所	２ヶ所	船員保険被保険者等への医療の提供等を実施している。 （平成１７年度　延べ利用者数　９０千人）	０床（２診療所）
健康管理センター	３カ所	船員保険被保険者等のため、生活習慣病予防健診等の健康管理事業を実施している。 （平成１７年度　延べ利用者数　２７１千人）	健診 （健診車平均保有台数　７台）
保　養　所	１０カ所	船員保険被保険者の海上における勤務の特殊性を踏まえ、静養や家族との団らんの場を提供すること等を目的とした宿泊施設。 （平成１７年度　延べ利用者数　２３１千人）	宿泊（平均定員４１人） 食堂　等
福祉センター	４カ所	船員保険被保険者等の静養や家族との団らんの場の他に、研修、運動施設等を併せた総合的な施設として設置。 （平成１７年度　延べ利用者数　７０３千人）	宿泊（平均定員１６３人） 会議室、運動施設　等

※　海外保養所（ホノルル日本船員保険保養所）については、平成18年6月15日をもって廃止している。

船員保険福祉施設の利用状況（宿泊施設）

（単位：人）

所在地	施設名	（宿泊定員）	宿泊利用者延べ人数・定員利用率										船員保険被保険者等宿泊利用者延べ人数（再掲）・割合									
			13年度		14年度		15年度		16年度		17年度		13年度		14年度		15年度		16年度		17年度	
北海道	小樽センター	(72)	16,587	64.2%	15,775	60.9%	16,116	62.2%	15,808	61.0%	14,768	56.7%	1,040	6.3%	1,334	8.5%	1,003	6.2%	787	5.0%	423	2.9%
長野	長野センター	(98)	14,497	41.8%	16,927	47.6%	18,199	51.2%	18,737	52.8%	15,560	47.7%	717	4.9%	695	4.1%	520	2.9%	378	2.0%	369	2.4%
兵庫	神戸センター	(118)	16,576	39.5%	15,838	36.2%	15,514	36.3%	15,492	36.0%	19,150	44.6%	299	1.8%	313	2.0%	236	1.5%	139	0.9%	221	1.2%
福岡	久留米センター	(88)	14,044	44.1%	13,844	43.5%	13,902	43.9%	13,520	42.4%	12,457	39.0%	797	5.7%	712	5.1%	680	4.9%	584	4.3%	329	2.6%
北海道	稚内保養所	(30)	7,737	70.7%	7,758	70.8%	7,408	67.5%	6,421	58.6%	5,306	48.5%	391	5.1%	439	5.7%	475	6.4%	315	4.9%	99	1.9%
宮城	気仙沼保養所	(46)	8,028	48.5%	8,329	49.6%	7,534	44.7%	6,840	40.7%	6,804	40.5%	1,800	22.4%	1,765	21.2%	1,597	21.2%	1,317	19.3%	1,396	20.5%
宮城	鳴子保養所	(63)	16,962	74.6%	16,514	72.8%	16,241	71.6%	14,692	64.1%	13,501	58.7%	10,315	60.8%	9,818	59.5%	9,699	59.7%	8,539	58.1%	7,950	58.9%
神奈川	三崎保養所	(43)	9,450	60.7%	8,853	59.7%	8,371	53.2%	8,270	52.7%	7,956	50.7%	1,374	14.5%	1,319	14.9%	1,321	15.8%	1,175	14.2%	919	11.6%
神奈川	箱根保養所	(60)	15,878	73.1%	15,196	71.5%	14,701	67.1%	14,555	66.6%	12,799	58.8%	1,777	11.2%	1,904	12.5%	1,696	11.5%	1,306	9.0%	1,270	9.9%
静岡	焼津保養所	(93)	15,291	45.0%	13,335	39.8%	13,188	38.7%	11,963	35.3%	10,465	30.8%	8,508	55.6%	7,735	58.0%	7,406	56.2%	6,509	54.4%	5,815	55.6%
鳥取	鳥取保養所	(36)	7,898	61.5%	7,356	56.1%	6,889	53.0%	7,883	60.0%	6,349	48.3%	649	8.2%	512	7.0%	823	11.9%	410	5.2%	557	8.8%
山口	俵山保養所	(25)	2,624	28.8%	2,237	24.5%	2,306	25.2%	2,410	26.4%	1,967	21.6%	1,466	55.9%	1,092	48.8%	1,181	51.2%	1,215	50.4%	796	40.5%
愛媛	内子保養所	(45)	7,218	43.9%	7,922	48.2%	8,590	52.2%	7,839	47.7%	5,413	33.3%	480	6.7%	445	5.6%	475	5.5%	136	1.7%	95	1.8%
鹿児島	指宿保養所	(39)	4,771	33.5%	5,370	37.7%	4,949	34.7%	4,460	31.3%	3,760	26.4%	746	15.6%	635	11.8%	570	11.5%	381	8.5%	486	12.9%
米国（ハワイ）	ホノルル日本保養所	(20)	4,889	78.1%	5,040	80.5%	4,970	79.1%	5,133	82.3%	5,350	87.6%	1,392	28.5%	1,153	22.9%	997	20.1%	1,250	24.4%	1,618	30.2%
合計			162,450	—	160,294	—	158,878	—	154,023	—	141,605	—	31,751	—	29,871	—	28,679	—	24,441	—	22,343	—

※各施設における5年間（13年度～17年度）の平均営業日数は約359日である。

船員保険福祉施設の利用状況(宿泊施設の日帰り利用)

(単位:人)

所在地	施設名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
北海道	小樽センター	157,493	148,492	180,193	155,255	146,470
長野	長野センター	83,851	117,315	132,381	137,531	115,725
兵庫	神戸センター	138,108	129,473	131,566	113,129	250,034
福岡	久留米センター	146,971	136,990	131,550	120,655	128,560
北海道	稚内保養所	14,265	15,228	13,940	12,837	10,674
宮城	気仙沼保養所	17,086	19,228	17,971	15,772	15,751
宮城	鳴子保養所	33,674	32,865	32,208	31,351	28,265
神奈川	三崎保養所	16,295	16,049	14,091	13,361	12,965
神奈川	箱根保養所	31,432	29,886	29,488	31,209	27,889
静岡	焼津保養所	18,439	15,246	15,701	14,589	11,440
鳥取	鳥取保養所	16,695	15,861	13,640	15,950	14,459
山口	俵山保養所	5,122	4,340	4,463	4,618	3,751
愛媛	内子保養所	32,746	33,510	34,119	31,463	26,337
鹿児島	指宿保養所	8,521	9,471	8,067	7,361	5,667
米国(ハワイ)	ホノルル日本保養所	—	—	—	—	—
合計		720,698	723,954	759,378	705,081	797,987

船員保険福祉施設の利用状況（医療施設）

【 病 院 】

（単位：人）

所在地	施設名	13年度		14年度		15年度		16年度		17年度	
		延べ利用者数	船保（再掲）・割合	延べ利用者数	船保（再掲）・割合	延べ利用者数	船保（再掲）・割合	延べ利用者数	船保（再掲）・割合	延べ利用者数	船保（再掲）・割合
東京	せんぽ東京高輪病院	349,465	2,538 (0.7%)	336,182	1,875 (0.6%)	328,928	2,091 (0.6%)	326,180	1,722 (0.5%)	323,386	1,842 (0.6%)
神奈川	横浜船員保険病院	287,066	1,008 (0.4%)	285,454	664 (0.2%)	272,334	567 (0.2%)	271,566	390 (0.1%)	262,421	534 (0.2%)
大阪	大阪船員保険病院	317,700	1,799 (0.6%)	296,803	1,414 (0.5%)	284,515	1,150 (0.4%)	277,273	1,469 (0.5%)	268,277	1,220 (0.5%)
合 計		954,231	5,345 (0.6%)	918,439	3,953 (0.4%)	885,777	3,808 (0.4%)	875,019	3,581 (0.4%)	854,084	3,596 (0.4%)

【診療所】

（単位：人）

所在地	施設名	13年度		14年度		15年度		16年度		17年度	
		延べ利用者数	船保（再掲）・割合	延べ利用者数	船保（再掲）・割合	延べ利用者数	船保（再掲）・割合	延べ利用者数	船保（再掲）・割合	延べ利用者数	船保（再掲）・割合
北海道	室蘭船員保険診療所	16,236	361 (2.2%)	16,353	328 (2.0%)	15,685	359 (2.3%)	15,842	325 (2.1%)	14,875	307 (2.1%)
東京	芝浦船員保険診療所	74,863	2,097 (2.8%)	77,728	2,012 (2.6%)	77,530	2,248 (2.9%)	79,133	2,091 (2.6%)	74,915	1,858 (2.5%)
合 計		91,099	2,458 (2.7%)	94,081	2,340 (2.5%)	93,215	2,607 (2.8%)	94,975	2,416 (2.5%)	89,790	2,165 (2.4%)

【健康管理センター】

（単位：人）

所在地	施設名	13年度		14年度		15年度		16年度		17年度	
		延べ利用者数	船保（再掲）・割合	延べ利用者数	船保（再掲）・割合	延べ利用者数	船保（再掲）・割合	延べ利用者数	船保（再掲）・割合	延べ利用者数	船保（再掲）・割合
神奈川	船員保険健康管理センター	127,743	2,763 (2.2%)	130,835	2,823 (2.2%)	135,538	3,045 (2.2%)	139,082	2,683 (1.9%)	136,529	2,522 (1.8%)
大阪	船員保険大阪健康管理センター	41,339	2,134 (5.2%)	43,321	2,049 (4.7%)	42,396	2,031 (4.8%)	43,840	1,903 (4.3%)	49,099	2,020 (4.1%)
福岡	船員保険福岡健康管理センター	84,952	6,032 (7.1%)	86,484	5,725 (6.6%)	86,810	6,038 (7.0%)	88,179	5,846 (6.6%)	85,578	5,697 (6.7%)
合 計		254,034	10,929 (4.3%)	260,640	10,597 (4.1%)	264,744	11,114 (4.2%)	271,101	10,432 (3.8%)	271,206	10,239 (3.8%)

（単位：人）

	13年度		14年度		15年度		16年度		17年度	
	延べ利用者数	船保（再掲）・割合	延べ利用者数	船保（再掲）・割合	延べ利用者数	船保（再掲）・割合	延べ利用者数	船保（再掲）・割合	延べ利用者数	船保（再掲）・割合
合 計	1,299,364	18,732 (1.4%)	1,273,160	16,890 (1.3%)	1,243,736	17,529 (1.4%)	1,241,095	16,429 (1.3%)	1,215,080	16,000 (1.3%)

船員保険の福祉施設の収支状況（平成13年度～平成17年度）

船員保険	平成13年度			平成14年度			平成15年度		
	収入	支出	収支差	収入	支出	収支差	収入	支出	収支差
船員保険病院（3ヶ所）	150.0億円	150.5億円	▲ 0.5億円	150.8億円	150.7億円	0.2億円	155.9億円	154.8億円	1.1億円
		黒字2ヵ所	赤字1ヵ所		黒字2ヵ所	赤字1ヵ所		黒字3ヵ所	赤字0ヵ所
船員保険診療所（2ヶ所）	9.7億円	8.9億円	0.7億円	10.2億円	9.7億円	0.5億円	11.7億円	11.0億円	0.7億円
		黒字2ヵ所	赤字0ヵ所		黒字2ヵ所	赤字0ヵ所		黒字2ヵ所	赤字0ヵ所
船員保険健康管理センター（3ヶ所）	38.5億円	37.5億円	1.0億円	38.9億円	37.9億円	0.9億円	39.9億円	38.1億円	1.8億円
		黒字2ヵ所	赤字1ヵ所		黒字2ヵ所	赤字1ヵ所		黒字3ヵ所	赤字0ヵ所
船員保険福祉センター（4ヶ所）	12.2億円	13.1億円	▲ 0.9億円	11.4億円	11.9億円	▲ 0.5億円	12.6億円	12.8億円	▲ 0.2億円
		黒字1ヵ所	赤字3ヵ所		黒字1ヵ所	赤字3ヵ所		黒字1ヵ所	赤字3ヵ所
船員保険保養所（10ヶ所）	8.8億円	8.6億円	0.2億円	8.3億円	8.2億円	0.0億円	8.0億円	8.0億円	▲ 0.0億円
		黒字7ヵ所	赤字3ヵ所		黒字7ヵ所	赤字3ヵ所		黒字4ヵ所	赤字6ヵ所
合計（22ヶ所）	219.1億円	218.6億円	0.5億円	219.6億円	218.5億円	1.1億円	228.2億円	224.7億円	3.4億円
		黒字14ヵ所	赤字8ヵ所		黒字14ヵ所	赤字8ヵ所		黒字13ヵ所	赤字9ヵ所

船員保険	平成16年度			平成17年度			平成17年度末収支差累計	
	収入	支出	収支差	収入	支出	収支差		
船員保険病院（3ヶ所）	153.6億円	152.7億円	0.9億円	155.3億円	154.9億円	0.4億円		▲ 21.2億円
		黒字3ヵ所	赤字0ヵ所		黒字3ヵ所	赤字0ヵ所	黒字1ヵ所	赤字2ヵ所
船員保険診療所（2ヶ所）	9.7億円	9.1億円	0.6億円	9.7億円	9.2億円	0.5億円		5.2億円
		黒字2ヵ所	赤字0ヵ所		黒字2ヵ所	赤字0ヵ所	黒字2ヵ所	赤字0ヵ所
船員保険健康管理センター（3ヶ所）	36.9億円	35.1億円	1.8億円	35.5億円	33.7億円	1.7億円		44.4億円
		黒字3ヵ所	赤字0ヵ所		黒字3ヵ所	赤字0ヵ所	黒字3ヵ所	赤字0ヵ所
船員保険福祉センター（4ヶ所）	15.7億円	15.8億円	▲ 0.2億円	11.8億円	11.9億円	▲ 0.1億円		▲ 4.2億円
		黒字1ヵ所	赤字3ヵ所		黒字1ヵ所	赤字3ヵ所	黒字1ヵ所	赤字3ヵ所
船員保険保養所（10ヶ所）	7.2億円	7.3億円	▲ 0.1億円	6.2億円	6.7億円	▲ 0.5億円		3.0億円
		黒字5ヵ所	赤字5ヵ所		黒字0ヵ所	赤字10ヵ所	黒字8ヵ所	赤字2ヵ所
合計（22ヶ所）	223.1億円	220.1億円	3.0億円	218.5億円	216.4億円	2.0億円		27.2億円
		黒字14ヵ所	赤字8ヵ所		黒字9ヵ所	赤字13ヵ所	黒字15ヵ所	赤字7ヵ所

※端数整理により、収支差、合計が一致しない場合がある。

船員保険の福祉施設の収支状況（H13～H17）

（単位：千円）

(1) 病院（3カ所）

事務局名	施設名	13年度			14年度			15年度			16年度			17年度			17年度末	備考
		収入	支出	当期剰余	収入	支出	当期剰余	収入	支出	当期剰余	収入	支出	当期剰余	収入	支出	当期剰余	累積剰余	
東京	せんぽ東京高輪病院	6,226,017	6,187,504	38,514	6,236,902	6,205,693	31,208	6,331,405	6,330,415	991	6,456,074	6,427,905	28,170	6,628,879	6,599,731	29,147	▲1,750,652	
神奈川	横浜船員保険病院	4,176,732	4,172,173	4,559	4,399,765	4,351,927	47,839	4,581,278	4,540,129	41,149	4,539,165	4,481,864	57,301	4,483,138	4,476,653	6,485	7,387	
大阪	大阪船員保険病院	4,592,798	4,690,501	▲97,704	4,446,799	4,509,269	▲62,470	4,676,184	4,611,317	64,868	4,364,885	4,357,677	7,208	4,414,687	4,412,217	2,470	▲380,230	
合計		14,995,547	15,050,178	▲54,630	15,083,466	15,066,889	16,577	15,588,867	15,481,861	107,007	15,360,124	15,267,446	92,678	15,526,704	15,488,602	38,102	▲2,123,495	

(2) 診療所（2カ所）

事務局名	施設名	13年度			14年度			15年度			16年度			17年度			17年度末	備考
		収入	支出	当期剰余	収入	支出	当期剰余	収入	支出	当期剰余	収入	支出	当期剰余	収入	支出	当期剰余	累積剰余	
北海道	室蘭船員保険診療所	156,943	137,958	18,986	150,168	138,369	11,799	226,643	210,333	16,311	134,676	124,100	10,576	110,483	109,294	1,189	55,995	
東京	芝浦船員保険診療所	808,252	755,224	53,029	872,904	833,388	39,516	945,581	889,300	56,281	837,397	788,496	48,901	859,744	808,916	50,828	467,545	
合計		965,196	893,181	72,014	1,023,072	971,757	51,315	1,172,224	1,099,632	72,592	972,073	912,596	59,477	970,227	918,209	52,018	523,540	

(3) 健康管理センター（3カ所）

事務局名	施設名	13年度			14年度			15年度			16年度			17年度			17年度末	備考
		収入	支出	当期剰余	収入	支出	当期剰余	収入	支出	当期剰余	収入	支出	当期剰余	収入	支出	当期剰余	累積剰余	
神奈川	船員保険健康管理センター	1,751,982	1,682,758	69,225	1,712,042	1,642,013	70,029	1,947,033	1,822,504	124,529	1,792,606	1,716,216	76,390	1,659,907	1,566,439	93,468	2,630,594	
大阪	船員保険大阪健康管理センター	756,692	776,617	▲19,924	910,721	924,969	▲14,249	780,172	778,035	2,137	725,123	688,151	36,972	760,566	710,191	50,375	844,191	
福岡	船員保険福岡健康管理センター	1,342,377	1,294,857	47,520	1,263,189	1,225,204	37,985	1,263,311	1,205,025	58,286	1,170,125	1,103,412	66,712	1,126,832	1,096,684	30,148	962,601	
合計		3,851,052	3,754,232	96,820	3,885,951	3,792,186	93,765	3,990,517	3,805,565	184,952	3,687,853	3,507,779	180,074	3,547,305	3,373,314	173,991	4,437,386	

(4) 福祉センター（4カ所）

事務局名	施設名	13年度			14年度			15年度			16年度			17年度			17年度末	備考
		収入	支出	当期剰余	収入	支出	当期剰余	収入	支出	当期剰余	収入	支出	当期剰余	収入	支出	当期剰余	累積剰余	
北海道	マリンヒルホテル小樽	288,302	345,706	▲57,404	281,780	301,033	▲19,253	319,173	327,702	▲8,529	293,656	300,315	▲6,660	237,412	254,317	▲16,905	▲204,314	
長野	ヒルサイドホテル富士見	254,509	259,758	▲5,249	264,800	261,177	3,623	267,028	262,439	4,589	267,432	258,803	8,630	267,213	274,995	▲7,781	▲106,726	
兵庫	みのたにグリーンスポーツホテル	280,517	308,917	▲28,400	271,556	293,664	▲22,108	346,688	351,467	▲4,778	703,598	706,147	▲2,548	397,453	376,551	20,902	4,988	
福岡	スパリゾートホテル久留米	394,248	391,723	2,525	323,855	336,917	▲13,062	330,601	340,956	▲10,355	304,595	319,470	▲14,876	278,600	286,049	▲7,449	▲114,965	
合計		1,217,576	1,306,104	▲88,528	1,141,991	1,192,791	▲50,800	1,263,491	1,282,563	▲19,073	1,569,281	1,584,735	▲15,454	1,180,679	1,191,912	▲11,233	▲421,016	

(5) 保養所（10カ所）

事務局名	施設名	13年度			14年度			15年度			16年度			17年度			17年度末	備考
		収入	支出	当期剰余	収入	支出	当期剰余	収入	支出	当期剰余	収入	支出	当期剰余	収入	支出	当期剰余	累積剰余	
北海道	宗谷パレス	58,687	58,486	201	68,698	67,011	1,687	54,255	54,051	204	45,866	45,829	37	38,739	45,851	▲7,112	12,674	稚内
宮城	マリンサイド気仙沼	65,724	70,616	▲4,892	64,852	70,216	▲5,364	58,593	67,194	▲8,601	49,555	56,101	▲6,545	47,171	51,881	▲4,710	5,176	気仙沼
宮城	鳴子やすらぎ荘	157,190	151,948	5,242	144,941	140,815	4,126	135,982	130,551	5,431	129,441	128,176	1,265	120,779	124,216	▲3,437	114,943	鳴子
神奈川	サンポートみさき	95,528	92,337	3,191	84,046	83,571	475	76,921	79,763	▲2,842	67,190	70,141	▲2,950	64,552	64,906	▲354	7,249	三崎
神奈川	箱根嶺南荘	175,431	162,767	12,664	166,646	162,263	4,383	158,289	156,976	1,313	141,502	140,864	639	127,193	134,580	▲7,387	86,444	箱根
静岡	やいづマリンパレス	115,085	117,479	▲2,394	89,405	100,357	▲10,952	111,908	116,245	▲4,337	100,650	106,645	▲5,995	73,860	82,738	▲8,878	▲27,376	焼津
鳥取	さかいみなと荘	74,207	72,863	1,345	71,848	70,436	1,412	68,149	68,839	▲690	62,257	60,313	1,943	54,911	57,631	▲2,720	39,880	鳥取
山口	俵山湯ノ川	19,561	19,494	66	15,913	17,983	▲2,070	19,324	20,438	▲1,114	17,364	17,853	▲489	14,921	17,058	▲2,137	▲14,092	俵山
愛媛	ハイプラザうちこ	76,596	71,035	5,561	79,571	70,376	9,195	85,708	75,396	10,312	77,399	73,713	3,686	52,644	60,664	▲8,019	40,101	内子
鹿児島	指宿湯の浜	40,802	41,540	▲738	41,072	40,009	1,062	35,019	35,215	▲196	30,816	34,799	▲3,983	25,513	31,350	▲5,837	34,705	指宿
合計		878,810	858,564	20,245	826,991	823,037	3,953	804,149	804,668	▲519	722,041	734,432	▲12,392	620,283	670,875	▲50,592	299,704	

施設整備関係及び保養所経営委託費予算（過去10年）

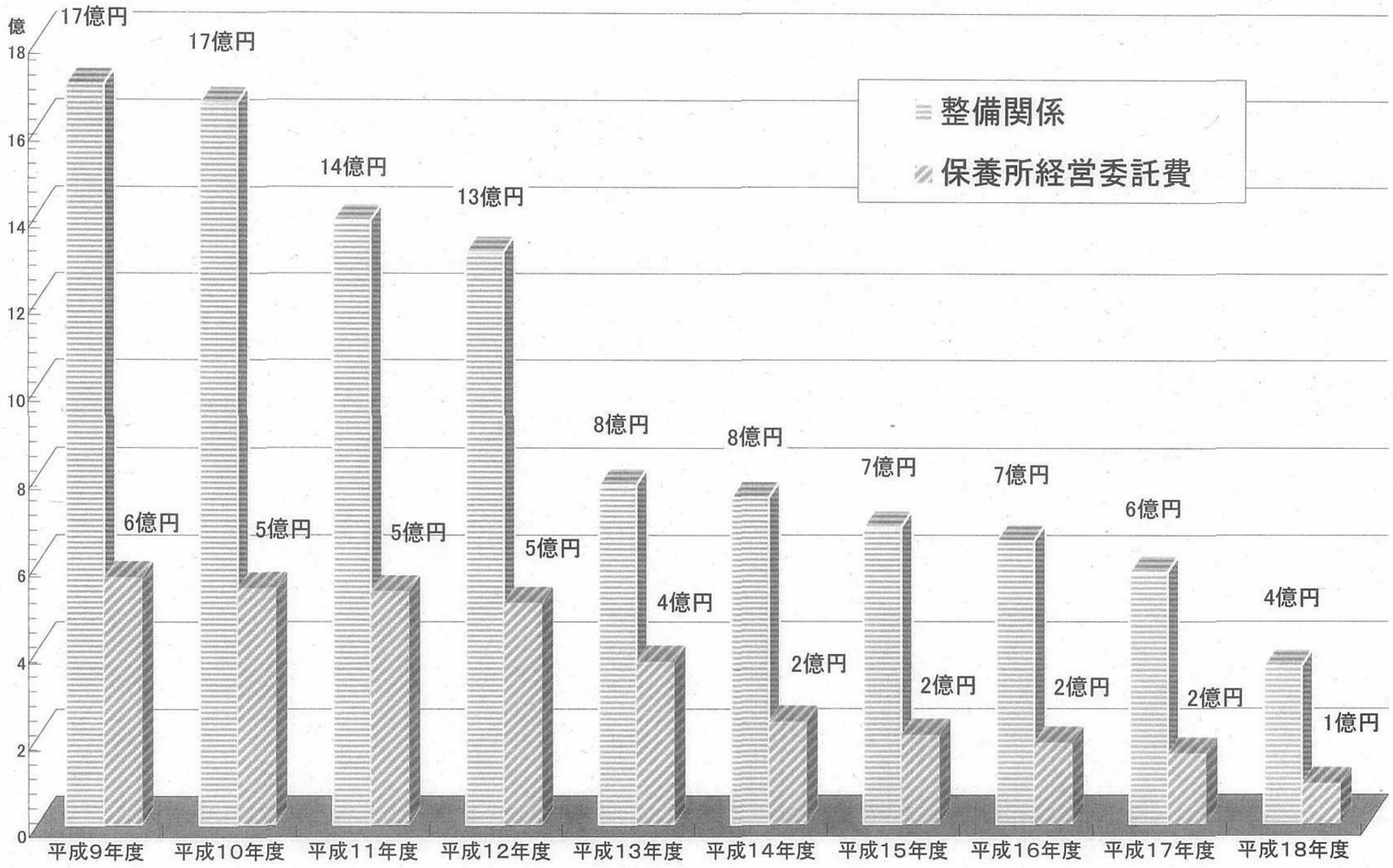

船員保険保養施設数の推移

年度	保養所			福祉センター		海外保養所		
	数	廃止施設	新設施設	数	新設施設	数	廃止施設	新設施設
53	68	（施設設置数のピーク時 70施設（海外除く））		2	長野	1		
54	68			2		1		
55	68			2		1		
56	67	向島（1）		2		1		
57	66	室戸岬（1）		2		1		
58	62	男鹿・那珂湊・鹿島・香住・新居浜・三津浜（6）	秋田(移転)・大洗（統合）	2		1		
59	50	朝里・和歌山・浅虫・留萌・新潟・宮古・酒田・伏木・尾鷲・浜田・川棚・高松・大分（13）	内子（移転）	2		1		
60	46	福山・枕崎・登別・いわき（4）		2		0	ラス・パルマス日本船員保険福祉会館（S42．4～）	
61	43	紋別・若松・宝塚（3）		2		1		ウェリントン日本船員保険会館
62	39	勝浦・今治・沖縄・湯の元（4）		2		1		
63	37	釧路・瀬波（2）		2		1		
1	36	根室（1）		3	小樽	1		
2	36			3		1		
3	34	武雄・熱海（2）		3		1		
4	33	三角（1）		3		1		
5	32	雲仙（1）		3		1		
6	31	小松島（1）		3		1		
7	30	有馬（1）		4	久留米	1	ウェリントン日本船員保険会館	ホノルル日本船員保険保養所
8	29	別府（1）		4		1		
9	27	網走・岩国（2）		4		1		
10	25	敦賀・宇野（2）		4		1		
11	24	下田（1）		4		1		
12	24			4		1		
13	23	苫小牧（1）		4		1		
14	21	白浜・室戸（2）		4		1		
15	19	湯の川・千葉（2）		4		1		
16	14	八戸・大沢・秋田・和倉・日南（5）		4		1		
17	10	大洗・銚子・鳥羽・坂出（4）		4		1		
18	10			4		0	ホノルル日本船員保険保養所	

船員保険国内保養所及び福祉センター合理化の状況

「船員保険国内保養所及び福祉センター合理化計画について」
（平成14年12月10日船員保険福祉施設問題懇談会）より

○ 平成13年度末現在の施設数（27施設）を平成17年度までに半分程度（13施設～14施設）とする。

平成14年3月末

施設数 27 施設

平成15年3月末

施設数 25 施設

廃止施設 2施設（白浜、室戸）

平成16年3月末

施設数 23 施設

廃止施設 2施設（湯ノ川、千葉）

平成17年3月末

施設数 18 施設

廃止施設 5施設（八戸、大沢、秋田、和倉、日南）

平成18年3月末

施設数 14 施設（稚内、小樽、気仙沼、鳴子、三崎、箱根、長野、焼津、神戸、鳥取、俵山、久留米、内子、指宿）

廃止施設 4施設（大洗、銚子、鳥羽、坂出）

平成１３年１２月１１日

船員保険福祉施設問題懇談会

船員保険福祉施設の見直しについて

１．基本的な考え方

船員保険の福祉施設事業については、平成３年３月の「船員保険福祉施設のあり方について(船員保険福祉施設問題懇談会検討報告書)」(以下、「前回の見直し」という。)に基づき着実に進めてきたところであるが、当時１３万人いた被保険者が１０年を経過した今日では７万６千人を割り込み今後も減少することが見込まれる中で、船員保険制度そのものの在り方についても検討が必要となっている等福祉施設事業を実施する前提が大幅に変化してきている。

特に、保険料収入の減少に伴う福祉施設事業予算の減少により、平成１３年度の施設整備費は８億円程度が確保されているに過ぎず、この予算額で、病院等の医療施設８カ所、保養所・福祉センター等の保養施設２８カ所を維持していくことは事実上不可能な状況となっている。

また、平成１２年５月２６日の閣議決定（民間と競合する公的施設の改革について）により、保養施設等を中心とした公的施設について、既存施設の廃止、民営化その他の合理化措置を５年以内（平成１６年度まで）に行わなければならないなど、一連の行政改革の動きに対しても早急な対応が求められているところである。

このような状況を踏まえ、今回の見直しは、当面平成１４年度から１６年度までの期間における福祉施設事業の合理化措置について検討を行うものであり、船員保険の福祉施設事業として必要な施設については確保していくものとする。

なお、合理化措置の実施にあたっては、統廃合に伴う代替施設の確保、存続施設における利用者ニーズに応じた施設改善など、船員被保険者等の福祉の増進には充分配慮することとする。

２．見直し案

今回の見直しは、主に保養施設等を中心に実施する。

(1) 保養施設

①国内保養所・福祉センター

前回の見直しにおいては、利用率が低く保養所の使命が終わったもの等

については、その整理・統合を進めていくとともに、新たに整備するものについては、将来性を考慮して施設の規模及び内容について水準の高いものに転換するとの考え方から、臨港地及び温泉地保養所を２０カ所程度、健康増進機能を併せ持つ健康センター的な保養施設を全国に８カ所程度とすることとされていたが、平成１３年１０月末現在、保養所が２４カ所、福祉センターが４カ所、合計２８カ所配置されているところである。

今回の見直しにおいては、２８施設の利用状況、収支状況等を総合的に比較判断し、前回の見直しと同様、利用率が低く保養所の使命が終わったもの等について、次の方針により整理・統合を進めていくとともに存続する施設については、更なる経営の合理化を進めつつ、施設整備にあたっては、被保険者等の利用者ニーズに応じた施設改善を図ることとする。

ア　平成１３年度から１６年度において、保養所または福祉センターを半分程度廃止し、残りの施設を全国７地区（北海道、東北、関東、中部、近畿、中・四国、九州）に各２カ所程度づつ配置して効率的に運営する。

イ　各施設の過去の利用状況、収支状況等を基に施設毎の経営分析・評価を行うとともに、将来性、地域毎の適正配置の観点等を総合的に勘案して、(ｱ) 早急に廃止すべき施設、(ｲ) 経過観察施設、(ｳ) 存続施設、に分類する。

ウ　施設の廃止は段階的に実施することとし、平成１３年度から１５年度においては、早急に廃止すべき施設について実行するものとする。

エ　経過観察施設については、経営改善計画期間（平成１４～１５年度）において、施設の経営受託者に対し更なる改善努力を促し、この期間における経営改善状況等を判断して、平成１６年度早々に最終的な存続、廃止施設を決定し、実行する。

なお、具体的な実施に当たっては、

(ｱ) 関係者と十分調整を行うこと。

(ｲ) 施設の整理・統合に伴い保養所等が無くなる地域についての補完的、経過的措置として、契約保養施設利用補助事業を継続実施するとともに、経営受託団体のホームページに契約保養施設一覧を掲載するなど船員被保険者等に対する積極的な周知・広報を実施すること。

(ｳ) 保養所等の整理・統合に伴う財源を含めた施設整備費の見通しを勘案すること。

などに留意し、別途計画を策定して実施するものとする。

②海外保養所

海外保養所については、前回の見直しにおいてウェリントン保養所を廃止し、平成７年度よりホノルル保養所を開設（借り上げ）しているところであり、開設以来毎年８０～９０％台の利用状況であるが、元々委託費を前提とした経営であり、毎年７千万円程度の持ち出しとなっている。経営委託費については、その予算の確保が非常に困難な状況になっていること及び、国内保養所の大幅な整理・統合を行わざるを得ない事態であること等を考慮し、引き続き経営改善等を実施するとともに、早期に廃止する方向で検討する。

(2) 医療施設

医療施設の今後の実施方針については、基本的に船員保険制度本体のあり方と併せて判断することとし、当面は、以下の課題について早急に検討を進めていくこととする。

①老朽化し建替が必要となっている横浜病院、大阪病院について

ア　建替財源捻出の可能性

イ　他制度病院との統合

ウ　他制度への有償移管

②診療所、健康管理センターについて

ア　診療所（現在は外来診療と健診を実施）の健康管理センターへの機能変更

イ　健康管理センターと病院との経営一体化（付属機関化）

③全ての医療施設の更なる経営改善等

平成１４年１２月１０日

船員保険福祉施設問題懇談会

船員保険国内保養所及び福祉センター合理化計画について

船員保険の福祉施設については、平成１３年１２月１１日開催の船員保険福祉施設問題懇談会において、平成１４年度から平成１６年度までの期間における福祉施設事業の合理化措置に関する基本的な方向性を示した「船員保険福祉施設の見直し案」が了承されたところである。

このうち、国内保養所及び福祉センターについては、以下により見直しを実施し、船員保険福祉施設の合理化措置を行うこととする。

1　見直しの進め方

(1)　第１段階<平成１４年度>

各施設の利用状況、収支状況等を基に経営分析・評価を行うとともに、将来性、地域毎の適正配置の観点等を総合的に勘案し、各施設を次のとおり分類する。

①　早急に廃止すべき施設

②　経過観察施設

③　存続施設

(2)　第２段階<平成１４年度～１７年度>

前記①「早急に廃止すべき施設」については、計画的に廃止する。

(3)　第３段階<平成１６年度、平成１７年度>

(1)②「経過観察施設」については、経営改善計画期間（平成１４年度～平成１５年度）の経営改善状況等を判断し、最終的に平成１３年度末現在の施設数の半分程度となるよう、存続施設を決定する。

なお、廃止施設は平成１６年度末及び平成１７年度末にかけて計画的に廃止する。

(4)　この限りで、平成１３年１２月１１日了承の「船員保険福祉施設の見直し案」を修正する。

2　具体的な施設分類

(1)　分類方法

各施設毎に次の事項を指標として、総合的な評価を行う。

①　宿泊利用状況

ア　過去５年間の宿泊利用率

イ　過去５年間の船保利用割合

ウ　利用率の改善状況

②　収支状況

ア　過去５年間の収支率

イ　過去５年間の収支累積額

ウ　収支率の改善状況

③　施設建物

ア　老朽化度

イ　施設の特色（温泉等）

④　その他

ア　宿泊以外の利用状況

イ　観光資源の有無

ウ　代替施設の有無

(2)　前記(1)を総合的に勘案し、以下のとおり分類する。

①　早急に廃止すべき施設

湯の川、大沢、秋田、千葉、和倉、白浜、坂出、室戸

②　経過観察施設

八戸、大洗、銚子、鳥羽、俵山、内子、指宿、
北海道センター、長野センター、総合福祉センター、福岡センター

③存続施設

稚内、気仙沼、鳴子、三崎、箱根、焼津、鳥取、日南

3　廃止計画

(1)　前記2により「早急に廃止すべき施設」に分類された施設については、次により計画的に廃止することとする。

【14年度末】

白浜、室戸

【15年度末、16年度末、17年度末】

湯の川、大沢、秋田、千葉、和倉、坂出

※平成15年度末は2ヶ所、平成16年度末は2ヶ所、平成17年度末は2ヶ所とし、廃止順は、船員保険会と調整のうえ、船員保険福祉施設問題懇談会において協議するものである。

(2)　なお、廃止に当たっては、関係者と十分に調整を図ることとし、代替施設の確保など被保険者等の福祉の増進には十分配慮することとする。

4　今後の取り扱い

前記2により「経過観察施設」とされた施設については、平成14年度及び平成15年度の経営状況等を踏まえ、前記2の手法と同様に存続か廃止の分類を行い、船員保険福祉施設問題懇談会において協議の上、廃止施設については、平成16年度末から平成17年度末にかけて計画的に廃止する。

また、存続する施設については、更なる経営の合理化を進めつつ、被保険者等の利用者ニーズに応じた施設改善を図ることとする。

今後とも、施設整備のあり方については「船員保険福祉施設のあり方について」（平成3年3月1日）の報告書の趣旨及び財政状況等を総合的に勘案のうえ、最終的に存続すると考えられる施設について、水準の高いものに転換するなど重点的な整備を図ることとし、船員保険福祉施設問題懇談会において協議するものである。

なお、本計画については、計画実行中であっても、船員保険を取り巻く環境の変化などにより、見直しの必要が生じた場合には、所要の措置を講ずるものである。

○　特別会計改革における議論及び国が保有する公的宿泊施設の在り方に関する議論等

【民間と競合する公的施設の改革】

「民間と競合する公的施設の改革について」（平成 12 年 5 月 26 日閣議決定）において、国又は特殊法人等の設置する公的施設（会館、宿泊施設、会議室、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設など）については、

① 不特定の者が利用し得る施設の新設及び増築の禁止

② 個々の施設ごとに企業会計原則に準ずる特殊法人会計処理基準により経営成績等を明確にし、早期（5 年以内）に廃止、民営化その他の合理化を行う。

ことが決定されている。

【財政制度等審議会】

特別会計の見直しの一環として、「特別会計の見直しについて－基本的な考え方と具体的方策－」（平成 15 年 11 月 26 日）において、「船員保険特別会計における保養施設等については、これまでも順次廃止等の措置を進めてきているが、今後も、経営改善状況を踏まえつつ、更なる整理・統合を進めていくべきである。」との方向性がしめされた。

【経済財政諮問会議】

平成 16 年 9 月 7 日に開催された経済財政諮問会議において、民間議員から船員保険特別会計の民営化や統合、特別会計が保有する福祉施設の原則廃止などの特別会計改革に向けた指針案が示された。

【規制改革・民間開放推進会議】

「規制改革・民間開放の推進に関する第 1 次答申」（平成 16 年 12 月 24 日）において、公的施設等の整備・管理・運営の「具

体的施策」として、船員保険保養所については、当面更なる整理合理化を図り、平成18年度以降についても、関係者間の議論を踏まえ、合理化計画を策定すべき等とされた。

更に、『規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第１次答申」に関する対処方針について』（平成16年12月28日閣議決定）において、「規制改革・民間開放の推進に関する第１次答申」（平成16年12月24日）の「具体的施策」を最大限尊重し、所要の施策に速やかに取り組むこと等とされた。

【他制度における福祉施設等の見直し】

- 年金福祉施設等（社会保険病院を除く）については、年金制度等を取り巻く厳しい財政状況、施設を取り巻く社会環境及び国民のニーズの変化等に鑑み、福祉施設の整備及び委託費には新たな保険料財源を投入しないとともに、地域医療への影響等にも配慮しつつ、５年以内に整理合理化を進めるため、平成17年10月1日に「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」を設立し、現在、同機構において、譲渡が行われている。
- 社会保険病院については、「医療保険制度の運営の効率化（平成14年12月25日厚生労働省）」の「社会保険病院の在り方の見直しについて」において、平成18年度に整理合理化計画をとりまとめることとされている。
- 勤労者福祉施設については、各種の施設の整備が進んできている中、勤労者福祉施設として整備し、維持することの意義が低下してきていたことや、施設の新設を行わないにしても維持管理には、毎年、修繕費や土地借料など、多額の維持経費を必要とし、雇用保険三事業のみ直しを行う中で、勤労者福祉施設は地方公共団体の公共施策に委ねる等により譲渡し、雇用保険財政からの支出をより必要性の高い分野に振り向けることが必要となったことの状況を踏まえ、特殊法人の整理合理化の一環として譲渡・廃止を行うこととされ、平成１７年度までに2,070施設全ての売却を終了している。
- 労災病院については、「特殊法人整理合理化計画（平成13年12月19日　閣議決定）」を踏まえ、労災病院が労働政策として期待される役割を適切に果たし得るよう機能の再編強化を図るため、平成16年3月30日に「労災保険病院の再編計画」を策定されている。(37病院　→　30病院)

船員保険福祉施設問題懇談会（12/17）における主な意見等について

平成１６年１２月１７日に行われた「船員保険福祉施設問題懇談会」において、出席委員から船員保険の福祉施設事業のあり方に関して以下のような意見等が出された。

［福祉施設事業のあり方について］

○ 過去、民間の福祉施設が整備されていなかったときは、自らが保険料で施設を建設する形で福祉施設事業を行ってきたが、現在、民間の施設が整備されてきた状況にあり、被保険者数が減少するなか、自らが施設を維持していく必要があるのか。民間の施設を利用した場合に、宿泊費の一部を補助するなど、他のやり方での福祉事業も考えられるのではないか。

【船舶所有者代表】

○ 保険料で施設を建設する現在の福祉施設の形態は、福祉を維持するために過去は意味があった。しかし、日本の社会が変わり、ニーズが変わってきた。その端的な現れが利用者の低下である。これまで行ってきたことを否定するわけではないが、時代の変化、ニーズの変化に伴い福祉の見直しが必要になっている。

【船舶所有者代表】

○ 営利を目的としない福祉施設の運営は、その充実を追求すればするほど収支バランスは崩れる。営業努力により収支バランス改善の努力を求められても、一方では民業圧迫とならないことが制約としてあり、積極的な営業活動が展開できず改善努力に限度がある。本件を施設の収支状況だけとらえて判断すべきではなく、船員福祉というものをどうとらえ、どう考えるのかという問題であり、これまでも財政収支を念頭に置きつつ労使間あるいは社会保険庁との間で、どう取り組むべきかということでこれまで検討を重ねてきている。他方、陸上の年金の福祉施設等について、過度に設置してきた結果、その維持管理に要する年金の財源問題などから全体の福祉施設の見直し、廃止という大きなうねりとなり、陸上の年金の福祉施設等とは異なる内容にもかかわらず船員保険の福祉施設についてもその中に巻き込まれ、全体で押し流されている状況にある。こういった大きなうねりの中にあっても、船員保険福祉施設をどう取り組むべきかよく議論していただきたい。

【被保険者代表】

○ 廃止される施設については、代替施設と従業員の雇用の問題について、後々おかしなことにならないように十分な対応を取ってもらいたい。

【被保険者代表】

（社会保険庁からの意見等）

○ 年金制度改正の議論の中で年金の福祉施設が批判を受け、それが全体の議論を引っ張っていることは事実であるが、それとは別に、国が施設の設置・運営を行うことについての是非が問われているのが昨今の状況である。

船員保険の福祉施設を議論する際には、事業主と船員の話し合いの中で形づけられてきた経緯的な特殊事情と、国がやることが適切ではないという議論とは、本来区別して考えるべきではないかと思う。

[船員保険における医療施設の見直しについて]

○ 船員保険の病院などの医療施設については、平成１３年の「船員保険福祉施設問題懇談会」以来議論がされていない。政管健保と比較すると被保険者数に対して、各種施設の数が多く、また利用状況の資料を見ると病院等の医療施設における船員の利用率は極めて低い状況にあり、こういった利用状況で引き続き船員保険において病院等の医療施設を維持していく必要があるのかなど、医療施設のあり方についても議論をしていただきたい。【船舶所有者代表】

○ 厚生労働省において最近健康増進法が制定されており、今後予防医療というものに重点が置かれていくことになる。そういう意味でも健康管理センターは今後も必要ではないか。【被保険者代表】

(社会保険庁からの意見等)

○ 政府管掌健康保険の健康管理センターや診療所については、生活習慣病の予防という観点から、その必要性があるということについては異論がないところ。ただし、それを保険料、つまり国で行うことは適切ではないとの議論になっている。したがって、健康管理センター等がその機能を維持した形での売却を考えていくように求められており、健康管理センター等の重要性が後退することが無いように今後の取扱いを考えていくことが必要となる。

「船員保険福祉施設問題懇談会(平成17年8月9日開催)」議事概要(抜粋)

○（船舶所有者側）

船員保険の福祉施設の取り巻く状況等の説明をいただいたが、一切理解ができない。船員保険の福祉施設は厳しい状況にはない。もっと言えば、立場の違いはあっても労使が３～４年間かけて１４施設まで整理合理化をしてきて、現段階では適正な福祉施設になろうとしているわけである。それに対し、何処にも厳しい状況が無く、要求案上での収支では、約３億６千万円の黒字がでるという状況の中で、施設整備費や経営委託費をカットするようなことはおかしな話である。収支的に約３億６千万円もあるのだから、せめてこの位は施設整備や国内保養所の経営委託費として計上しなければいけないのではないか。積立金を取り崩してまでとは言わないが、維持していく保養所であるのであれば、これまでと同様に投入してもいいのだと、恥ずかしい話では無く、施設として維持してこれからもやって行くというのであれば、これまでと同じような形で整備費も委託費も出せる範囲で計上すべきである。

○（被保険者側）

金額は別にして、施設整備関係経費で約１億円というのは大洗保養所と銚子保養所の解体経費分であり、実質的には０、また、委託費関係経費についても国内保養所分については０と、こういう説明であった。これはやはりいかがなものかと思う。金額がどの程度がいいのかというのは判断のしようがあるが、予算の計上が０という考え方はもう一度考え直していただきたい。

○（被保険者側）

施設は箱物であるため経年とともに劣化してくる。また、施設内の機器等も旧式となって厳しい検査に合格しないような設部分もあろうかと思う。そこの部分については、是非、メンテナンス、維持していくという観点で施設整備関係の経費ということで予算を計上していただきたい。それから、保養所の経営委託の経費であるが、海外保養所の３ヶ月分だけであり、国内保養所は０と、これは論理が矛盾しており、全体からすればそんなに大きな額ではないと思うので、従来どおり経営委託費を是非とも船員関係の利用者が増えるような、船員関係者の利用した場合の補助ということだと思うので、船員並びに海事関係者の利用しやすいような制度として委託費は是非残していただきたい。

○（船舶所有者側）

多少ちょっと違った見方をもっているが、今この０要求というのは唐突な感じに受け止めた。現状から原点に立ち返ると、船員

の福祉のために拠出されているお金が、こういった箱物に使われること自身、本当に理にかなったものなのかどうか、特に福祉センターの被保険者の利用率を見ると、そういった疑問を無くすわけにはいかないというような資金拠出者としての立場である。その上では、本当に箱物だけ、もっと違う有効な福祉関係支出があり得ないのか、こういうところを本来議論するべきではないのかと感じている。

○（船舶所有者側）

こういう唐突な形の０要求はやるべきではない。もし保険料を安くしていただけるのであれば、ある意味それはそれでやりようがあるが。経営委託費等は前年度の予算規模から考えて、満額計上すべき。また整備費については、箱物だから単に悪いというふうには思っていない。そういう意味では、有効と見込めるものにはお金を投入すべき。

○（被保険者側）

船員の福祉というものを一体どう考えるのか、根本的な部分から問題提起をしていかざるを得ないと思う。船舶所有者側からも発言があったが、今まで船員保険の取り巻く状況が厳しいという話もありながら、船員の福祉の切り捨てにならないように、船員の福祉を守っていくという立場で施設の半減をやむを得ないという判断をして現在に至っている。ここにきて、予算要求もしないということになるとこの先一体どういうふうに考えたらいいのか。この問題について、一体どうするべきなのか。船員の福祉施設はどんどんシャッターを下ろしてしまう、切り捨てていく、こんな話にもなりかねないような内容だというふうに受け止めた。そういうことに関しては、私どもは抵抗せざるを得ない。施設の収支バランスの話もありましたけれども、いわゆる福祉というのは一体何かと、営利を追求するわけではないのである。経費がかかるのは当たり前である。ただ、大きな赤字にならないような努力はしなさいということをやってきている。それを全く切り捨ててしまうことに繋がるような提案には合意できない。もし、こういう方向で進むということであれば、なんとしても方向を変えさせていかなければならないというふうに考えている。

○（被保険者側）

船員保険制度そのものがどういうふうにあるべきかという議論がされており、一方で国際条約の関係から船員の福祉関係は義務づけられている側面もある。施設があるという状況で予算を０にしてしまうということは時期尚早である。

○（事務局）

船員保険の場合には６‰という特別の保険料で福祉事業をやっているということでお預かりしている。先程被保険者側からもあったように船員の福祉そのものを例えば事務局の側が後退させるとか軽視をするだとか、そういうことはもうとう考えていない。ただ、箱物を作っている事業を国がやるというやり方そのものがどうかということが実は、年金の福祉施設の国会における議論でも大きく問われた問題ではないかというのが私政府参考人として答弁をしながら切実に感じたところでもある。従って、どういうやり方で船員の福祉を維持、向上させていけばいいのかということについては、私どもこういう場も含めてよく議論いただいて関係者の合意の基にその事業を国として完成させていただくということが基本線であるというふうに思っている。ただ、そのやり方として箱物を国がお預かりしているとはいえ、国有財産として施設を作ってそれを運営委託しているやり方、現に国会の中では自分の所では委託先法人を作ってＯＢが就職しているという形の、いわば国がそういう形で自分たちの就職先を維持しているのではないかという正面きったご批判を国会の方でお尋ねいただいたということもある。従って、こういうことも含めて国が直接やるということについての問題点或いは今までやってきたこと自身が適切であるか問われている。この点については是非皆様にも今後の問題として、今後どのようにしていったらいいのかということをよくお考えいただきたいということでの本日の提案であった。

○（船舶所有者側）

新たに建て増ししていくということであればそのとおりだと思う。しかしながら既存のものを手直ししていくというのは当然箱物を作った責任者、かつ委託している責任者としてはきちんと整備をしていかなければいけない。我々の船主サイドと組合サイドでは福祉施設についての考えが若干違うところがあったのかもしれないが、現実には一定の折り合いをつけている。それを１８年度予算で一方的に０にしていく、それはおかしいのではないかということを先程から申し上げているところ。従って、収支の損なわない範囲で是非ともこれはやっていただきたい、従って、経営委託費の方については、満額での前年度と一緒若しくは若干減るのであれば、それからいけば９千万円もあれば十分な話になる。２億円ぐらいで何か整備ができるのであれば、それはやはりやっていくべきである。

○（船舶所有者側）

福祉レベルを切り下げるものではなく、使い方を考える余地があるのではないかということに関しては、賛成であるが、一方で被保険者側が言うように、一方で箱物が悪いからすぐ手を下ろしてしまうと何もない真空地帯ができてしまう。こういう事態はひ

ょっとすると政策的にはまずい、そうなると全体の福祉レベルを守るための方策というものを考えていく必要がある。

○（被保険者側）

船舶所有者側からもあったが、新たに何か作ってやっていくというわけではないので、例えば病院の外壁のコンクリートが崩れて下に落ちている、通行人に怪我をさせたら大変だと、こういったようなことも地方支部から聞いているので、施設の管理者である国がやはり施設整備ということで是非ともやっていただきたい。

○（事務局）

只今のご意見を踏まえ、再度事務局の方で早急に検討させていただき、皆様へお諮りさせていただきたい。ただ、概算要求まで日程が限られているので、この点については持ち回りでご承諾を得るということで諮らせていただきたい。

※「船員保険福祉事業に係る平成18年度予算概算要求の概要について(案)」の施設関係については、以下のとおり修正することで各委員から了承された。

① 施設整備関係経費は、解体経費の他に、必要最小限の整備に要する経費を要求する。

② 保養所等経営委託関係経費については、従来通り要求する。

「船員保険制度の在り方に関する検討会」における福祉施設関係の発言（抜粋）

●第２回（平成 16 年 11 月 29 日開催）

○（被保険者側）
申し訳ございません。ではもう一点だけ、１－５に関連するところです。実施状況の説明はあったのですが、いかんせんこれでは政策評価的な議論が一切できないと思います。ちょっと分解して言うと、一つは実績がどうなのかということ。その推移がどうなのか。それから、特にこの施設にしろ、さっき政管に関連するところと３つに分類されたわけですが、それぞれが本当に船員の皆さんから見てニーズにこたえきれる事業になっているのか。施設利用でいえば、それは一般だけではなくて、船員の方に利用されているのかといったような実効性、そのデータがないとわからないし、またそのことが今後の単なる財政の問題ではなくて、事業としてどういうものが望ましいのだろうかという方向を示唆するものにならないので、今すぐとは申し上げませんので、そういう関連のデータないし資料があったらまたお出しいただきたいと思います。

（略）

○（船舶所有者（事業主）側）
船主協会といたしましても、やはりもう使用者側の負担としてはマックスのところに来ている中で、なおかつこういう保険制度を維持しようとすれば、一般陸上保険との統合というのも一つの選択肢と考えております。
それから、特に問題になっているのが年金部門ですが、これは積立方式の違いがあります。一般の保険制度と統合ということになると、積立金の不足という問題が出てきているわけですが、一方、今話題に挙がっていましたけれども、船員保険というのは非常に特殊な福祉事業を持っていまして、相当価値のある保養所や病院を持っていますので、こういったものも一般陸上保険に持って入っていけば、積立金の一部に充当できるのではないかなと。そういったような検討もしていただきたいなと考えています。
それから、先ほど機械的な試算というところで、年金以外の部分につきましては、短期保険にかかわらず相当の積み上げができている。これは労使折半ですので、必ずしも積み上げ部分を全部年金部門に移行させることにはならないのかもしれませんが、いざやはり合併するというときには、この辺の料率、あるいは今まで積み上がってきたものをいかに年金の方に移行することができるかということについても、やはり検討していただきたいと考えております。

●第３回（平成 16 年 12 月 24 日開催）

○（被保険者側）

資料１－２の12ページの先ほどの御説明の中で、施設数の半分程度となるように存続施設を決定するというところですが、端的に半分程度というのがどういう目安なのか。

この後の計画の中でも、その政策効果的なものをどう判断するか、利用状況も非常に悩ましいところではありますが、当面の目標として設定されているのか。あるいはその効果をどう判断するというふうに、何か目安を持っているのか。それに応じて今後の取扱いも決まってくると思いますので、その辺の設定と今後どういう評価をするかということについて、今の時点でわかることを教えていただければと思います。

○（事務局）

ただいま御質問がありましたのは、平成14年12月の懇談会のとき、最終的に平成13年度末現在の施設の半分程度となるよう、存続する施設を決定するということが決められてございますが、当時の考え方としましては、被保険者の数や適正規模という観点から、これだけの被保険者に対して施設の数を勘案したときに、やはり半分程度にすべきであろうというような議論の結果になった、それを踏まえた方針だと聞いております。

○（被保険者側）

経過はそうだったかもしれませんが、今後を考えていく場合に、施設によって性格が違うと思うんです。病院のように、船員独自の利用率は少ないかもしれないけれども、そんなに一律的にやっているわけではないように伺ってはいます。その利用状況だけで判断をした場合に、例えば地域で果たしている役割などがあるのかないのかといったような、そういう総合的な評価が多分要るはずなので、今の話だと厳密な根拠があるようには伺えないのですが。何かこういうものを考えていく場合の共通の目安といいますか、その場の思いつきだけの判断でやるのもどうかなと思いますので、これはちょっと御意見として申し上げます。

○（事務局）

基本的には当時も各施設の収支の状況ですとか、被保険者の利用割合の話、これは表面的には被保険者であるか否かというのは、被保険者証を提示して利用されるかどうかといったこともあるのでございますが、あとはその地域のバランスであるとか、そういったことを勘案しまして、被保険者に対する事業規模からすると、収支の状況も踏まえて半数を目標にするという方向で決められたものでございます。今後についても基本的には、いろいろな整備費が厳しい状況もございますし、利用状況を踏まえて、地域バランスを踏まえて、そこら辺の考え方をより明確にして、同会議などを踏まえて検討をしていきたいと思います。

○（船舶所有者（事業主）側）

先ほど龍井委員がおっしゃった、地域における役割云々というところを否定するつもりはありませんが、それは船員保険として続けていくべきかどうかというときには、また違う考え方が成り立ち得ると思います。地域において非常に重要な施設であるならば、船員保険でファイナンスされるものでなくて、ファイナンスの方法を変えていくという形の存続の仕方も私はあり得ると思います。そういう方向性が本来あり得るべしと思っております。

それから、資料１－２の８ページのところで、船員保険と政管健保との大まかな比較からしますと、船員保険の方が言ってみれば施設はそれなりに、施設数という意味合いでは充実しているのではないかという感じはいたします。したがいまして、それ

ぞれの持っている収支の状況をやはりきちっと見定めて、今後の船員保険特会にとって、負担とならない施設は残してもいいとは思いますが、負担となっていくものはやはり廃止の対象としていくのが本筋ではないかと思います。
それから、これは船員保険の特会という中だけの考え方ですが、仮に他の一般施設と統合していくというときにも、こういう施設というのは、最終的には全体の地域バランスを見直していくときに、意外とやっかいだということもありますので、今、赤が出ているものは、有用性があるかもしれませんが、原則はなくしていくということがあってしかるべきです。ただ、先ほどの説明にもあったように船員保険の関係者の方々が特に使っておられるような焼津だとかそういうような施設は残すというところまで、すべて否定するつもりはありませんが、原則がまず何かということは確認をしておくべきことではないかと思います。
以上です。

（略）

○（被保険者側）
（略）
それから、次のページの７．は無線医療センターということで、これは先ほど言ったように、医者が乗っていないという前提で病気なりけがなりしたときに、陸上のドクターに医療行為、応急処置等について指導を仰ぐというようなことで、これも船員独特のものかなと。それから、そういうことをやってもなおかつ状態が余りよろしくないといったときには、８．の洋上救急という事態にもなっていくのかなと思います。
こういうことをやっているというのは、ある意味では船の特殊性なのだろうと思いますが、今申し上げた衛生担当者講習会や無線医療センターの運営や洋上救急医療、こういう実態については、当然毎年なり、期間ごとのデータというのはあるのだろうと思います。今日の時点でお持ちかどうかは別ですが、実態を把握できるデータがあればいただけないかなと思います。
（略）

（略）

○（船舶所有者（事業主）側）
廃止となった施設がもう既にあると思いますが、その廃止は閉じただけなのか、その後売却等ができたのか、その状況がもしわかれば教えていただきたいのですが。

○（事務局）
保養所の廃止後の状況でございますが、直近で平成９年度以降、実は10カ所保養所を廃止してございます。そのうち５カ所につきましては売却済みでございます。２カ所につきましては借地なものですから、建物を解体の上、地方公共団体等に土地を返還しています。残り３カ所につきまして、現在売却に向けて手続中という状況でございます。

○（船舶所有者（事業主）側）

そういたしますと、平成 14 年度に２つ、平成 15 年度までに２つと書いてありますが、最近のものはまだ余り整理がついていないということでしょうか。

○（事務局）
場所によってすぐ売れたり、なかなか売れなかったりするものもございまして、最近の状況でいいますと平成 14 年、平成 15 年で４カ所でございますが、このうちの２カ所につきまして売却済みということで、残りの２カ所については、先ほど申し上げました土地を地方公共団体等にお返ししているものが１カ所、売却に向けて手続中のものが１カ所と、そういう状況で、結構苦戦しているのがそれ以前に廃止した施設でございます。

○（船舶所有者（事業主）側）
今売却ができているという話がございましたが、その辺では簿価との関係というのか、売ることによってどういう経費的な形になっているのかというところまで御説明いただくと一番よろしいかと思います。

○（事務局）
直近の状況で言いますと、平成 15 年度につきましては簿価との、台帳価格との関係でございますが、台帳価格に比べて売却額につきましては約 70%でございます。平成 14 年度分につきましては、簿価に比べて 14%という割合で売却してございます。台帳価格でございますが、売り払いするときにはこれを時価評価いたしまして、不動産鑑定をかけまして、時価評価に対してどうかということで私どもはあれしているわけですが、台帳価格というのはかなり古い数字できているものですから高いと。したがいまして、その点でいきますと、台帳価格と時価評価の割合でいきますと、土地についてはかなり台帳価格より高い状況ではありますが、建物はなかなかそうはいかないというような状況でございます。

○（被保険者側）
今、平成 16 年度の予算ということで、もうこれは既に平成 16 年度が終わろうとして、次年度の予算折衝の段階にあると思いますが、今日は施設の話がメーンだと思うのでちょっとお聞きしたいのですが、先ほど御説明いただいた施設の整備費用は７億円だったですね。この資料１－２のページナンバーで言えば６、ここで平成 16 年度施設整備関係７億円と書いてありますが、これについてはすべて執行されたということではないと思いますけれども、施設整備に関してどういう状況なのか、できれば御説明いただければなと。

○（事務局）
基本的には確保できた予算の中から、実行段階で改めて必要性とかそういった計画を立てまして、老朽度などを調査いたしまして、必要なものから実行していくという考え方で進めていってございます。平成 16 年度でちょっと大きな実行上の変更がございましたのは、兵庫にございます箕谷の総合福祉センターの関係の改修でございますが、基本的には今年の前半に年金の施設の関係で与党合意の考え方が示され、保険料財源の使途についていろいろな御批判が出たことですとか、その他議員立法として、

国が持つ施設については、こういったものを国が持つべきではないのではないかというような動き等もございまして、今年度保険料財源を使用しての施設整備については、船保としても見合わせをせざるを得ないという状況がございました。
　この計画は、もともと船保会さんと連携して話をした上で進めてきたものでございますので、こういった採算性のある施設につきましては、例えば必要な改修をして、国のやるべき部分と船保会さんで独自に整備する部分と、連携をして整備を進めてきたのですが、国の執行については、今年度はみんな見合わせをさせていただいていると。ただし、船保会さんで例えば天然の温泉を掘削するというような工事ももう既に進めてございましたので、船保会さんとすれば全体の収入計画にも、国が整備を延期するということによって大きな影響が出るという判断で、船保会さんとしてはこの整備計画については、平成16年度において船保会の負担で計画を進めていただいていると、そういった変更がございます。

○（被保険者側）
　今の説明としてはわかりました。ただ、その背景になっている理由ですが、年金の福祉施設についていろいろ世の中の大きな動きがあったのは承知していますけれども、船員保険の福祉施設としての整備計画で、先ほど説明があったようにせっかく温泉を掘って、新たに営業実績を上げられるように、そういった福祉施設を充実して、更に収益を上げていこうということで、一たんその計画について合意がなされて実行に移されたにもかかわらず、予算の執行の段階で神風ではないだろうけれども、全く本来のところとは違う理由からどうも予算が執行されなかったということで、これについては説明は聞きましたが、どうも納得がいくような説明ではなかったということを申し上げます。意見です。

（略）

○（事務局）
　すいません。事務局からですが、先ほどの御説明で余り適切な表現ではなかった部分がございますので、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。
　先ほど平成16年度の予算執行の関係はどうなっているかという御質問がございましたが、正確に申し上げますと、平成16年度の予算執行の関係で補足させていただきますと、すべて執行をとめているということではなくて、兵庫の箕谷の整備計画については、平成16年度は行政からの支出は執行を見合わせているということでございまして、その他の必要な、健康管理センターの利用者ゾーンに関するレイアウト変更ですとか、病院の非常用の発電装置の改修であるとか、廃止施設の解体工事費、そういったものについては執行はさせていただいておりますので、訂正をさせていただきます。

○（被保険者側）
　なぜ箕谷のところだけ執行されなかったのか。そのことについて若干不満といいますか、異議を持っていますということを御意見として言いましたので。

○（船舶所有者（事業主）側）
（略）

２点目が福祉部門で、船主が負担する部分だけですが、先ほど施設関係を縷々説明されました。それは全体の率から見ると130数分の６の部分です。内航総連の方は合わせて130数分の２の業取分というんですか。今までどういうことをして、今後どうするんだという、この部分をはっきりしてくれと、そういう意見を述べてきました。これが○の４点目の運営に関する情報公開云々と、こういうところに表現されているという前提であれば、我々の主張がこの中に反映されたと理解します。
（略）

●第４回（平成17年６月１日開催）

○（船舶所有者（事業主）側）
（略）
私は内航総連ですが、傘下の組合から施設部門に入っている委員もいますが、やはり社会の風潮として、どこから財源を生み出していくかということを振り返ったときに、最初に切っていくのがこういう部門ではなかろうかということで、我々船主側は一応最初からそういうつもりでやってきたのですが、なかなかこれは俎上に上がってこない。
（略）
したがって、政管健保の話もさることながら、従来検討して我々が焦点の一つに持ってきた、例えば福祉事業の件についても、ダイナミックにやったらこういう財源がこんなに生まれるんだとか、何かその辺の議論もどこかで進めてもらいたいという感じがいたしますが、いかがでございますか。

●第５回（平成17年７月28日開催）

○（事務局）
（略）
船員保険に関連してみますと、同じような考え方でいえば政管の並びの議論で、医療保険については自主・自律の運営、自分たちでグループをつくってまとまって運営の仕方を考えていくということが、一つ議論としてはあり得る。その場合は、やはり船員独自でのグループでつくった方がより望ましいのだろうと思いまして、そうしますと船員保険組合のような組合組織。ほかの保険では組合をつくるという構成が労災も雇用保険もございませんが、健康保険の中では同一グループが組合をつくりまして自主運営をするという仕組みがございますし、政管もその流れに近い形で位置付けを考え直していくということでありましたので、そういう形で考え直してみたらどうなるのかというのが、今日の資料の背後に一つございます。
例えばどういうところに違いが出てくるかといいますと、国ということでやりますと、意思決定が最終的には被保険者、事業主というところではなかなかできないという問題。それから、福祉施設につきましても、福祉事業、保険事業につきましても、国で行っている場合には特別会計ということになりまして、その特別会計の中では公的施設を持つことに大変厳しい近年の批判がございます。逆に同一グループの自主・自律の組織ということになりますと、そこはむしろ個々のそのグループ内でどう話し

合いをするかということが、比較的認めやすくなる点もあろうかとは思います。なかなかそこまでの議論がしにくいのかもしれませんが、船員についても船員保険というもの、それからそれぞれの部門の一番望ましい運営形態といいますか、運営責任といいますか、そういうものをどう考えていくのかというのも、組織論に一つ絡むところもあろうかと思います。
　ちょっと今の答えに全然なっていないと思いますが、参考までに申し上げました。

●第８回（平成 17 年 12 月 14 日開催）

○（被保険者側）
　この検討会でも実はほとんど深い論議がされていない福祉事業の扱いですが、この書きぶりからいくと、福祉事業については真に必要な事業を精査して実施することが求められているということで、結論から言うと必要ない部分は陸上の現行制度の廃止・民営化、こういったことを踏まえて、真に必要と認められる施設以外については廃止をしなさいよというふうに書いてあると、そう読んでいます。
　福祉部門については、ここで医療センターや洋上救急の問題は引き続き実施するということになっていますが、これ以外の例えば雇用三事業にかかわる問題、ＳＥＣＯＪという日本船員福利雇用促進センター、それから陸上の労災から出ている災害防止協会の海上版の船員災害防止協会、そういったところで実は事業もやっていまして、そこら辺については当然必要とされる部分に該当しているんだろうなという理解をしております。
　福祉施設の問題について、これまでこの検討会とは全く別のステージですが、船員保険福祉施設問題懇談会という、社会保険庁の運営部長が座長で労使の関係者が福祉施設の合理化について論議をして、それなりの結論を出して、平成 17 年度、つまり今年度のエンドまでの整理合理化計画については既に合意をして、粛々と実施に移されているところです。この施設問題について、最後のところの結論にありますが、保険制度全体の問題と船員保険が抱えている福祉施設の問題について、関係者が論議をした上で今後の扱いについて決めるということなのかなと。そこら辺ちょっと理解を深めるために返事をお願いしたいのですが。

（略）

○（事務局）
　ただいまお話に出ましたが、運営部長のもとでの船員保険に係る施設の扱いについての懇談会というものがございました。これにつきましては、本日出されている報告書の後の方で出てまいりますが、船員保険事業全般についての御意見をいただく場という形に改組いたしまして、その場でトータルに議論していただいた方がよろしいのではないかと思っております。したがいまして、来年以降、船員保険に関する懇談会のようなものに関係の方々に入っていただきまして、その福祉施設の問題も含めて御議論いただければありがたいと思います。

（平成18年4月1日現在）

船員保険

委託先
（財）船員保険会

(1)病院

No.	県名	施設名称	所在地	備考
1	東京	せんぽ東京高輪病院	港区高輪3-10-11	
2	神奈川	横浜船員保険病院	横浜市保土ヶ谷区釜台町43-1	
3	大阪	大阪船員保険病院	大阪市港区築港1-8-30	

(2)診療所

No.	県名	施設名称	所在地	備考
1	北海道	室蘭船員保険診療所	室蘭市海岸町1-103	
2	東京	芝浦船員保険診療所	港区芝浦1-11-18	

(3)健康管理センター

No.	県名	施設名称	所在地	備考
1	神奈川	船員保険健康管理センター	横浜市保土ヶ谷区釜台町43-2	
2	大阪	船員保険大阪健康管理センター	大阪市港区築港1-8-22	
3	福岡	船員保険福岡健康管理センター	福岡市東区原田3-4-10	

(4)福祉センター

No.	県名	施設名称	所在地	備考
1	北海道	北海道船員保険健康福祉センター	小樽市朝里川温泉1-112-1	
2	長野	長野船員保険健康福祉センター	諏訪郡富士見町立沢1-1182	
3	兵庫	船員保険総合福祉センター	神戸市北区山田町原野	
4	福岡	福岡船員保険健康福祉センター	久留米市山本町耳納1-1	

(5)保養所

No.	県名	施設名称	所在地	備考
1	北海道	稚内船員保険保養所	稚内市富士見4-1837-1	
2	宮城	気仙沼船員保険保養所	気仙沼市南郷30-2	
3	〃	鳴子船員保険保養所	大崎市鳴子温泉字星沼18-2	
4	神奈川	三崎船員保険保養所	三浦市三崎5-3806	
5	〃	箱根船員保険保養所	足柄下郡箱根町大平台442-1	
6	静岡	焼津船員保険保養所	焼津市本町1-6-3	
7	鳥取	鳥取船員保険保養所	境港市上道町2053-6	
8	山口	俵山船員保険保養所	長門市俵山湯ノ沖5061	
9	愛媛	内子船員保険保養所	喜多郡内子町内子3682	
10	鹿児島	指宿船員保険保養所	指宿市湯の浜5-21-14	
	ハワイ	船員保険海外保養所	ホノルル市アラモアナ大通り177	平成18年6月廃止予定